

税務課からのお知らせ

◎ 固定資産税に関する届け出について

● 家屋を取り壊したとき・・・

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されますので、平成27年1月2日から平成28年1月1日までに家屋を取り壊した場合は、「とりこわし申告書」を提出することにより平成28年度の固定資産税が課税されないこととなります。

届け出がない場合には、取り壊し内容を確認することが困難ですので、前年同様に課税される場合があります。必ず届け出をしてください。

届け出の方法

◆ 登記のある家屋の場合・・・法務局で滅失登記の手続きをしてください。
(※滅失登記がすぐ行えない場合は、とりこわし申告書を提出してください。)

◆ 未登記家屋の場合・・・とりこわし申告書を提出してください。

⇒家屋には、法務局に登記をしている家屋と、登記していない家屋（未登記家屋）がありますのでご注意ください。

● 未登記家屋の相続、売買等で所有者の変更があったとき・・・

未登記家屋で、届け出がない場合は、所有者の変更があった事実を把握できませんので、必ず届け出をしてください。

届け出がないと、旧所有者のまま課税されることとなりますのでご注意ください。

● 所有者（納税義務者）が亡くなられた場合・・・

固定資産の所有者（納税義務者）が亡くなられた場合は、通常、法務局で所有権移転登記（相続登記）手続きをしていただくこととなりますが、事情により平成28年1月1日（賦課期日）までに所有権移転登記ができない場合は、固定資産税に関する書類を受け取る代表者を決めていただき、届け出をしてください。

● 相続放棄された場合の手続き・・・

納税義務者の方が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄され、相続人がいない場合には、その納税義務は継承されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し等の提出が必要です。

※相続放棄は、家庭裁判所に申述して行うこととなります。

放棄した情報が戸籍に登載されたり、町に通知されることはありません。日高町においては相続放棄情報をすぐに入手することが出来ませんので、納税通知書等が送付された場合は、その旨を必ず申し出てください。

● 家屋を新築・増築したとき・・・

家屋を新築・増築等された場合には、連絡をお願いします。家屋の完成後、家屋調査を実施させていただきますので、ご協力をお願いします。

届け出のない家屋については、建築年までさかのぼって課税される場合がありますのでご注意ください。

● 土地の地目変更について

土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の土地の利用状況によって地目を設定し、課税されます。

地目の設定は、原則として一筆ごとに行い、その土地の利用状況や利用目的を観察して判断します。

土地登記簿上の地目と現況の地目とが一致していない場合には、登記簿上の地目にかかわらず利用状況により課税地目を決定します。この課税地目は、納税通知書に同封されている課税明細書の、現況地目欄で確認することができます。

課税地目と異なる利用状況に変更した時は、届け出をしてください。届け出により現況を確認します。

<注意事項> ※法務局へ地目変更の登記をする場合は、届け出は必要ありません。

札幌法務局日高支局 〒056-0005 新ひだか町静内こうせい町2丁目4番1号 電話 0146-42-0415

・現況地目の認定基準

現況地目の認定の基準は基本的には不動産登記法上の取り扱いと同様で、田・畑・宅地・池沼・山林・原野・鉱泉地・牧場及び雑種地の9種類の地目に分類しています。

- 田 : 農耕地で用水を利用して耕作する土地
- 畑 : 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
- 宅地 : 建物の敷地およびその維持もしくは効用を果たすために必要な土地
- 鉱泉地 : 鉱泉（温泉を含む）の湧出口及びその維持に必要な土地
- 池沼 : 灌漑用水でない水の貯留地
- 山林 : 耕作の方法によらないで竹木の育成する土地
- 牧場 : 家畜を放牧する土地
- 原野 : 耕作の方法によらないで雑草、かん木類が生育する土地
- 雑種地 : 上記のいずれにも該当しない土地

※「雑種地」の評価は、雑種地の売買実例や附近の土地の価額に比準してその価額を求めます。
 （例 登記地目が宅地の場合、宅地比準価額となる場合があります。）

◎ 軽自動車税に関するお知らせ

○税制改正に伴う軽自動車税の税率の引き上げについて

平成28年4月1日より、軽自動車税の税率が変更になります。

税率表（原動機付自転車及び二輪車、小型特殊自動車）

車種区分	税率（年額）	
	平成27年度まで	平成28年度以降
50cc以下	1,000円	2,000円
50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円
二輪車（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）	4,000円	6,000円
小型特殊自動車（農耕作業用）	1,600円	2,000円
小型特殊自動車（その他のもの）	4,700円	5,900円

登録されている上記車種の車両全てに新税率が適用されます。

税率表（三輪以上の軽自動車）

車種区分			現行税率	新税率	重課税率	
			平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	初年度登録後13年経過（経年車重課）	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪以上	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円